

◎新潟県病院局訓令第1号

局 本 庁
施 設

新潟県病院局事務決裁規程（昭和36年新潟県病院局訓令第2号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から実施する。

平成31年3月29日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）に対応する同表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">（施設の長の権限に属する事務の専決）</p> <p>第15条 （略）</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、施設の長は、同項第1号から第6号までに掲げる事項について、局長の承認を得て、施設の長が指定する者に専決させることができる。</u></p> <p><u>3 前2項の規定にかかわらず、事務長及び前項の施設の長が指定する者が長期にわたり不在のとき、又は事務長、前項の施設の長が指定する者及び第16条の規定により代決の権限を有する者がいずれも不在の場合において緊急を要するときは、施設の長は、当該事務長及び施設の長が指定する者が専決する事項について専決するものとする。</u></p> | <p style="text-align: center;">（施設の長の権限に属する事務の専決）</p> <p>第15条 （略）</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、事務長が長期にわたり不在のとき、又は事務長及び第16条の規定により代決の権限を有する者がいずれも不在の場合において緊急を要するときは、施設の長は、当該事務長が専決する事項について専決するものとする。</u></p> |